

平成 2 5 年度
第 2 回基準等検討ワーキンググループ

【資料集】

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料集目次

【資料1】ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項	・・・	1
【資料2】支給認定基準（保育の必要性の認定）	・・・	4
【資料3】放課後児童健全育成事業の設備・運営基準	・・・	10
【資料4】小規模保育事業の認可基準	・・・	17
【資料5】幼保連携型認定こども園の認可基準	・・・	21

ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項

ロードマップ

(1)子ども・子育て会議のロードマップ

	平成25年度			平成26年度				
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 H26.5	第5回 H26.7	第6回 H26.8	第7回 H26.11	第8回 H27.1
ア 認可基準等の協議	25年度末に政省令公布予定			6月市会に条例案提出				
現認可等基準（現状確認）								
新制度における認可基準・確認基準			1					
放課後児童健全育成事業の基準			1					
支給認定基準			1					
イ 利用者負担の協議								

(2)基準等検討ワーキンググループのロードマップ

	平成25年度			平成26年度	
	第1回 11.27	第2回 1.29	第3回 H26.4	第4回 H26.5	
ア 認可基準・確認基準等の協議	25年度末に政省令公布予定			6月市会に条例案提出	
現認可等基準（現状確認）					
国基準部会の議論確認	1	1			
新制度における認可等基準		1			
放課後児童健全育成事業の設備・運営基準		1			
イ 支給認定基準(保育の必要性の認定)の協議	25年度末に政省令公布予定			6月市会に条例案提出	
現保育実施基準（現状確認）					
国会議の議論確認	1	1			
新制度における支給認定基準		1			
ウ 利用者負担の協議					
現利用者負担（現状確認）					
国基準部会の議論確認		1			
新制度における利用者負担			1		26年度早期に国の骨格が提示される予定

協議

協議終了等（確定）

1 検討中の国の案をもとに協議

第1回基準等検討ワーキンググループ 協議等まとめ

(1) 保育所の認可基準について

事務局が、国が定める現行の認可基準と西宮市が定める現行の認可基準を説明した。

(2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

事務局が、国が定める現行の認定基準および兵庫県が定める現行の認定基準について説明し、合わせて現行における幼稚園の認可基準を説明した。

西宮市内で現在運営されている認定こども園(2園)の状況について委員から質問が出された。

(3) 確認に関する運営基準について

事務局が、確認制度について説明し、現在国で決定されている事項の有無について委員から質問が出された。

(4) 地域型保育事業の認可基準について

事務局が、地域型保育事業および西宮市における現行の保育ルームについて説明した。平成26年度から西宮市で実施予定の西宮市版小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の内容、および西宮市内における事業所内保育事業の現状について委員から質問が出された。

また、委員から次回に西宮市版小規模保育事業に関する資料、事業所内保育事業の現状に関する資料を示す旨の要望があった。

(5) 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準について

事務局が、国がガイドラインで示す現行の基準および西宮市が定める現行の基準について説明した。「放課後児童健全育成事業として行なわない学童保育」の内容、および放課後こども教室との連携について委員から質問が出された。

(6) 支給認定基準について

事務局が、国が定める現行の保育実施基準および西宮市が定める現行の保育実施基準について説明した。

(7) 利用者負担について

事務局が、新制度における利用者負担および現行における利用者負担について説明した。

第2回基準等検討ワーキンググループ 協議事項

(1) 支給認定基準（保育の必要性の認定）について

国が検討している対応案のうち、特に保育の必要性の認定について意見交換を行い、その内容を第3回西宮市子ども・子育て会議（平成26年2月17日開催予定）に報告する。

(2) 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準について

厚生労働省放課後児童クラブの基準に関する専門委員会できりまとめられた報告書（平成25年12月25日）の内容を基に意見交換を行い、その内容を第3回西宮市子ども・子育て会議（平成26年2月17日開催予定）に報告する。

(3) 小規模保育事業の認可基準について

国が示した小規模保育事業の内容と平成26年度から西宮市で実施予定の西宮市版小規模保育事業の内容を基に意見交換を行い、その内容を第3回西宮市子ども・子育て会議（平成26年2月17日開催予定）に報告する。

(4) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

国が検討している対応案を基に意見交換を行う。従うべき基準・参酌すべき基準の区別が明示されていないので、主に上乘せの必要性を協議する。

< 第3回基準等検討ワーキンググループにおいて、継続して協議する予定 >

(5) 用語の説明

ア 条例

市町村などの地方公共団体が、その行う事務についてその自治権に基づき法律の範囲内で、議会の議決を経て制定する定め。

イ 規則

地方公共団体における執行機関（市長など）などが独自に制定するもので、市長が定める規則、教育委員会が定める規則、選挙管理委員会が定める規則などが挙げられる。規則の多くは、条例の委任または実施のための細目に関する事項を内容とする。

ウ 要綱

法令に基づく制度に関して、より細かな運用面について規定するもので、行政実務上の処理方法、行政指導の指針、補助金等の交付など行政内部の一般的な準則を定めている。条例、規則とは異なり、市民に対して直接的な効果を及ぼすものではない。

議事（１）支給認定基準（保育の必要性の認定）

1 「事由」について

（１）国が検討している「事由」に関する方向性

保護者本人の事由により判断することを基本とする。

同居親族などの支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、市町村の判断に基づき優先度上の取扱いを考慮することを可能とする。その際、高齢や要介護など同居親族の心身の状況も併せて考慮することを可能とする。

（２）国が検討している「事由」に関する案

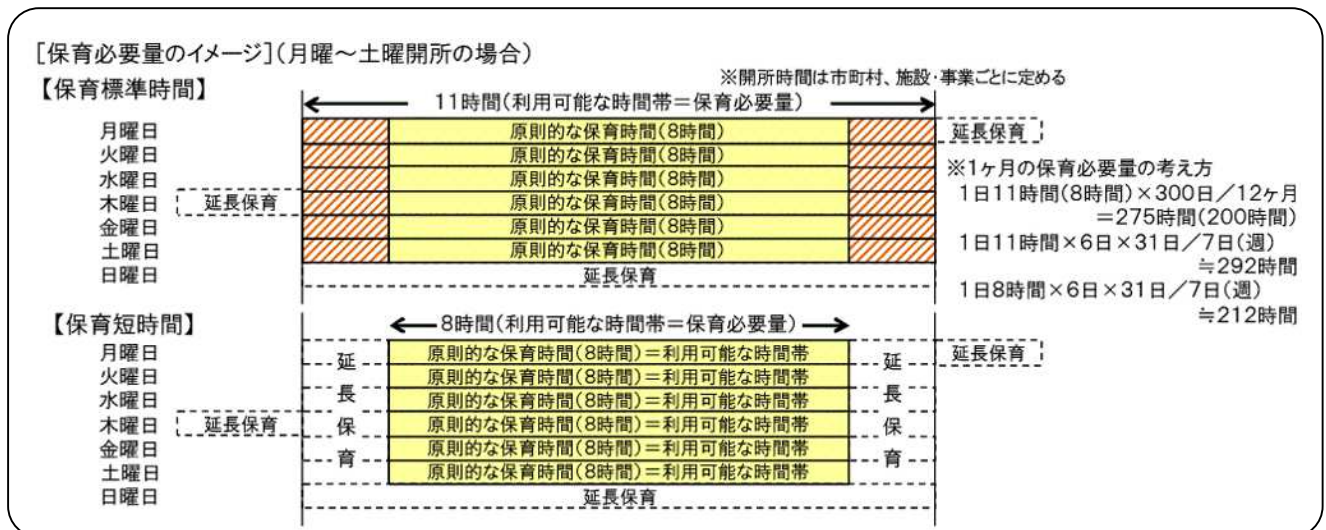
(西宮市) 西宮市保育の実施に関する条例第2条	(国) 「保育の必要性」の事由 案
<p>昼間に居宅外で労働することを常態としていること 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること</p> <p>妊娠中であるか又は出産後間がないこと 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること 市長が認める前各号に類する状態にあること （ 求職活動中、就学等）</p>	<p>就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。 ・一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。 ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。</p> <p>妊娠、出産 保護者の疾病、障害</p> <p>同居または長期入院などしている親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院、長期入所している親族の常時の介護、看護。 災害復旧</p> <p>求職活動 ・起業準備を含む。</p> <p>就学 ・職業訓練校などにおける職業訓練を含む。</p> <p><u>虐待やDVのおそれがあること</u> <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></p> <p>・次年度に小学校入学を控えるなど子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくない場合など児童福祉の観点から判断する。 ・上記に該当しないため一旦退所し、育児休業から復帰する場合、優先利用の枠組みの中で対応する。 その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>同居の親族その他の者が当該児童を保育することができ、その優先度を調整することが可能。</p>

2 「区分」について

(1) 国が検討している「区分」に関する案

	保育標準時間利用 (長時間利用)	保育短時間利用
考え方	1日あたり開所時間 11 時間を利用可能な時間帯とし、年間開所日数約 300 日を概ね保障することを基本とする。	1日あたり 8 時間までの利用に対応する可能な時間帯とすることを基本とする。
1ヶ月あたりの保育必要量	212 時間超 / 292 時間以下	212 時間以下 下限については、(3) 参照

(2) 国が検討している「区分」のイメージ図



(3) 保育短時間の下限

ア 国が検討している保育短時間の下限

1ヶ月あたり 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態などを考慮して定める時間とすることを基本とする。

イ 現行における西宮市の基準

1日 4 時間以上かつ週 4 日以上の勤務 (おおむね月 64 時間)
 週 19 時間以上の勤務 (おおむね月 76 時間)

3 「優先利用」について

(1) 国が検討している優先利用の対象

ひとり親家庭
生活保護世帯
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合
子どもが障害を有する場合
育児休業明け
兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所などの利用を希望する場合
小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
その他市町村が定める事由

(2) 国が検討している取扱い

上記の事項について、適用される子ども・保護者、状況、体制などが異なることが予想されるため、運用面の詳細を含め、市町村においてそれぞれ検討する。

(3) 現行における西宮市の運用

- ・待機期間
- ・単身赴任
- ・認可外保育施設を利用している場合

4 西宮市保育の実施に関する事務取扱要綱（第8条関係）

(1) 別表第1 保育の実施基準表

番号	類型	項目	細目	保護者の状況	指数	
1	居宅外労働（就学）	外 勤（就 学）		一日8時間以上の就労（就学）	9	
				一日6時間以上8時間未満の就労（就学）	8	
				一日4時間以上6時間未満の就労（就学）	7	
				一日4時間未満の就労（就学）	5	
		自 営	中心者		一日8時間以上の就労	9
					一日6時間以上8時間未満の就労	8
					一日4時間以上6時間未満の就労	7
			協力者		一日8時間以上の就労	7
					一日6時間以上8時間未満の就労	6
					一日4時間以上6時間未満の就労	5
2	居宅内労働	自 営	中心者	一日8時間以上の就労（世帯主の場合）	9	
				一日8時間以上の就労	8	
				一日6時間以上8時間未満の就労	7	
				一日4時間以上6時間未満の就労	6	
			協力者	一日8時間以上の就労	6	
				一日6時間以上8時間未満の就労	5	
				一日4時間以上6時間未満の就労	4	
		内 職	一日4時間以上の内職	4		
		3	出 産		切迫流産等で、要安静と診断された場合	9
					産前8週間又は産後8週間以内の場合	6
4	疾病・障害等	入 院		おおむね1ヶ月以上の入院が必要と診断された場合	10	
			居宅療養	ねたきり	疾病や障害により常時ねたきりの状態にある場合	10
				精神疾患	精神障害者保健福祉手帳所持者	9
					精神疾患により、保育に著しく支障をきたす場合	8
				安静加療	おおむね1ヶ月以上の安静加療が必要と診断された場合	8
		通院程度	おおむね1ヶ月以上通院加療が必要と診断された場合	5		
		障 害		身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A所持者	10	
				身体障害者手帳3級又は療育手帳B所持者	8	
				身体障害者手帳4級以下	6	
		5	介 護	常時観察介護	重篤な状態にある入院、ねたきり、認知症による徘徊等全介助が必要な同居親族を常時介護している場合	9
施設への付添介護	訓練施設等に通所している児童に保護者の付添いが必要な場合			8		
その他の介護	上記以外の介護形態の場合			5		
6	災害		震災・風水害・火災その他の災害の復旧に常時あたっている場合	10		
7	その他	就労内定	各労働類型より指数を-2とする	2~7		
		就労予定	就労先が決まっていない場合	1		

(2) 別表第2 調整指数

NO	区分1	区分2	条件	指数	
1	世帯の状況	父子・母子世帯	父(母)の死亡、離別、行方不明等	+10	
2		父母がいない世帯	両親の死亡、離別、行方不明等	+5	
3		産休・育休	休業終了により職場復帰するもの(休業終了にあたり、市内の認可保育所等への入所申込を行っていたが入所できなかったため、認可外保育施設等に児童を預けて既に就労を開始しているものを含む)	+1	
4		兄弟入所	兄弟姉妹が認可保育所に既に入所しているもの(育児休業取得に伴い、市内の認可保育所を退所した児童が再入所する場合を含む)	+1	
5		児童の障害	申込みの児童が障害児保育を必要とするもの	+1	
6		DV・児童虐待	児童相談所等からの要請により入所に配慮が必要な世帯	+10	
7		双子等の同時申請	双子(三つ子以上を含む)の兄弟姉妹が同時に申請しているもの	+1	
8		単身赴任	父又は母が単身赴任しているもの	+1	
9	親族	64歳以下の祖父母	同居・同一町内に64歳以下の祖父母がいて、就労・病気等の客観資料の提出がないもの	-1	
10	就労(就学)状況	18日以上	月の就労実績が18日以上	0	
11		15日~17日	月の就労実績が15日~17日	-1	
12		15日未満	月の就労実績が15日未満	-2	
13		父子・母子世帯の就労予定	父(母)子世帯で就労先が決まってないもの	+5	
14		自営業証明	事業を証明する客観資料のないもの	-1	
15	保育状況	認可保育所	つぼみの子保育園、めばえの子保育園、夙川さくらんぼ保育園、段上認定こども園きりん園を卒園する時(卒園する時には、待機期間による指数は加算しない)	+2	
16		家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設	家庭保育所・保育ルーム	家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設に児童を預けているもの	+1
17			家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設	家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設を卒園する時、又は年齢が満3歳に達した翌年度	+1
18			家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設	家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設が閉所となる時	+1
19		認可外保育施設一時預かり	入所要件がありながら、認可外保育施設や認可保育所の一時預かりに週3日以上児童を預けているもの(就労予定(内定)、育児休業期間は除く)	+1	
20	市外の認可保育所	市外の認可保育所に入所している者が転入する場合	+1		
21	待機期間	6ヶ月~11ヶ月	入所要件がありながら、希望保育所に枠が無い等の理由により、入所できず待機している期間(就労予定(内定)、育児休業期間、家庭保育所・保育ルーム・小規模保育施設入所期間は除く)	+1	
		12ヶ月以上		+2	
22	その他	保育料の滞納	保育料が滞納となっているもの	-5	

議事（２）放課後児童健全育成事業の設備・運営基準

1 厚生労働省 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書における具体的な基準の論点

項目	協議内容	(国)専門委員会の報告内容
従事する者 (従つべき基準)	資格について	<p>「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。 省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であって、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための研修を受講した者とする。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・ 保育士 ・ 社会福祉士 ・ 高卒等の者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの ・ 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校） ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めたる者等
員数 (従つべき基準)	具体的な最低人数について	職員は 2 人以上配置することとし、うち 1 人以上は有資格者とする。
児童の集団の規模 (参酌すべき基準)	複数の集団規模に分割することおよび児童の具体的な人数について	<p>児童の集団の規模はおおむね 40 人までとする。 児童数がおおむね 40 人を超えるクラブについては、1 つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね 40 人規模のクラブへの移行を支援していく。</p> <p>「児童数」の考え方について、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉える。</p>

(西宮市)留守家庭児童育成センター条例など	備 考
<p>【要綱】 下記いずれかの要件を備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士資格を有すること ・ 幼稚園教諭または小学校、中学校もしくは高等学校の教員免許を有すること ・ 児童の遊びを指導する者（児童福祉施設最低基準第38条）の資格を有すること 	-
<p>【要綱】 <u>定員 40 人の施設：2人</u> <u>定員 60 人の施設：3人</u> ただし、利用児童が 45 人以上の場合。 利用児童が 45 人未満の場合は 2 人。</p>	職員数については本市の現行基準のうち有資格者数については、保育士等の資格所持者確保の観点から、(国)専門委員会の報告内容に沿った基準で条例化することを検討している。
<p>【条例】 <u>60 人を超えない範囲内</u>において市長が定める。 市長が特に必要と認めるときは、60 人を超えて定員を定めることができる。</p>	利用児童数が増加傾向にあり、指導員の確保、施設の増設の両面から全ての育成センターの定員を 40 名以下にすることは難しく、本市の現行制度に沿った基準で条例化することを検討している。

項目	協議内容	(国)専門委員会の報告内容
施設・設備 (参酌すべき基準)	専用室・専用スペースについて	<p>専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉える。</p> <p>面積については、児童1人当たり1.65㎡を満たしていないクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねていけるよう、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。</p> <p>面積要件の算定の基礎となる「児童数」について、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。</p>
	その他の設備について	<p>静養スペースを設けることとし、静養スペースの設置の方法は、子どもの安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとするべきである。</p> <p>高学年の受け入れについて、対象年齢に相応しい遊具、図書などの備品等についても適切に対応することが望ましい。</p>
開所日数 (参酌すべき基準)	開所日数について	<p>開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に、学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とする。</p> <p>ただし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>
開所時間 (参酌すべき基準)	開所時間について	<p>開所時間は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。</p> <p>ただし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>
一般原則など (参酌すべき基準)	他の児童福祉事業などで定められている基準の内容について	<p>「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」などについて省令上に定める。</p> <p>安全管理、おやつなどによるアレルギー対策等の運用上の留意点などについて、新たに策定するガイドラインなどで示す。</p>

(西宮市)留守家庭児童育成センター条例など	備 考
<p>【要綱】 <u>児童 1 人あたり概ね 1 平方メートルを確保する</u>ように努める。 <u>待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、育成室で児童 1 人当たり 1.1 平方メートル以上を確保できる人数まで利用させる事ができる。</u></p>	<p>本市の利用状況から児童 1 人当たり 1.65 m²の確保について早期に解決することは難しい。本市の現行基準にそって条例化し、改善に向けた努力を行うことを検討している。</p>
	<p>静養スペースの設置方法については、早急に検討することとする。</p>
<p>【規則】 休所日 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日 1 月 2 日、3 日および 12 月 29 日から 12 月 31 日まで</p>	-
<p>【規則】 小学校の授業日 下校時から午後 5 時まで（午後 7 時まで延長あり） 小学校の休業日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで （土曜日を除き午後 7 時まで延長あり）</p>	-
<p>【要綱】 「保護者、小学校等との連携等」との関係において、育成センターごとに運営委員会を設置する。</p>	-

2 報告書に記載されたその他の論点

協議内容	(国)専門委員会の報告内容
<p>利用手続について 児童福祉法に特段の定めがないため、 どう考えるか。</p>	<p>国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施する。</p>
<p>あっせん、調整などの実施について</p>	<p>市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある。 あっせん・調整等を行う場合として、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。</p>
<p>優先利用について</p>	<p>利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。 優先的に受け入れるべき児童の考え方 ・ひとり親家庭の児童 ・生活保護世帯の児童 ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童 ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童 ・障害を有する児童 ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童</p>
<p>高学年の受入れについて 高学年を必ず受け入れなければならないか。</p>	<p>児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではない。 市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で事業などを計画的に実施することとされているので、必要な者が支援を受けられるよう、市町村において整備を進めていくことが必要である。</p>
<p>放課後子ども教室などとの連携について 放課後児童クラブ以外にも、放課後の子どもの居場所を確保するための事業などが行われており、放課後子ども教室や児童館との連携・一体的な事業の実施について、どう考えるか。</p>	<p>放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策を推進しており、放課後子ども教室と連携しているクラブは、年々増加している。 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の子どもの居場所であり、自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。</p>
<p>放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について 放課後児童健全育成事業として行わない学童保育をどう取り扱うか。</p>	<p>放課後児童クラブの利用希望保護者が、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、類似の事業であるかを正確に理解した上で、適切に選択できるように、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。</p>

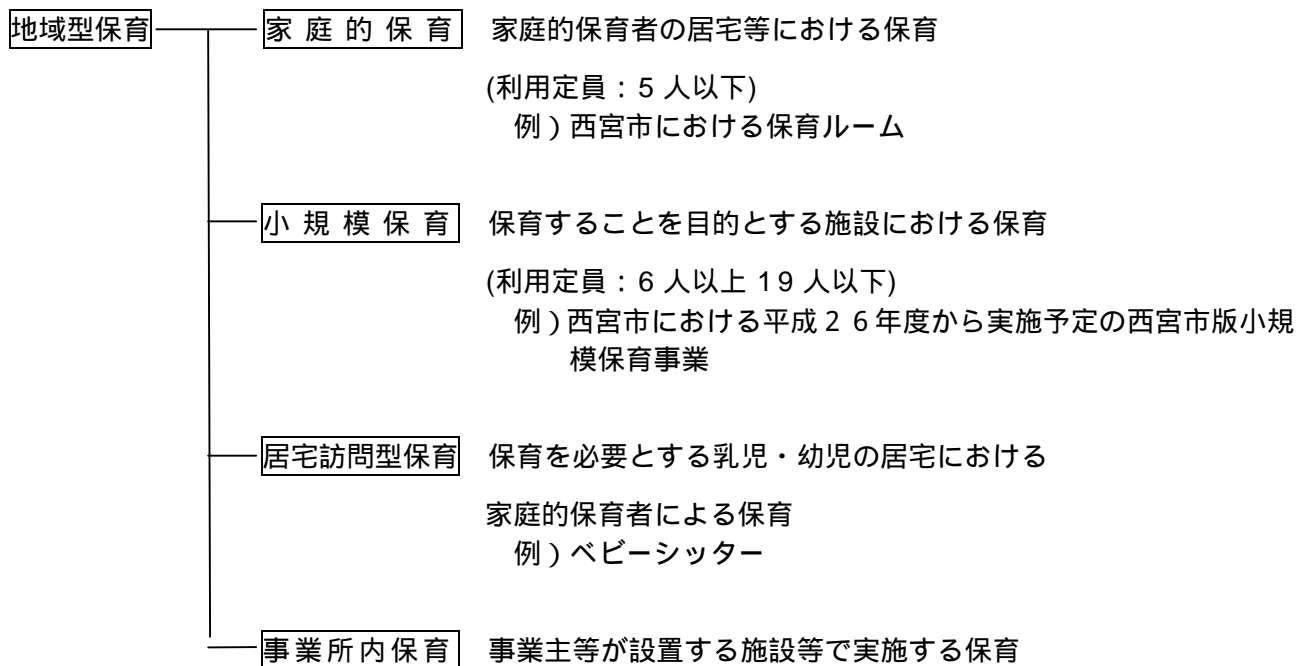
3 西宮市立留守家庭児童育成センターの施設概要

育成センター	定員 (人)	施設形態			面積 (㎡)			最大受 入人数 (人)	利用申請者数(人)			待機人数 (人)	
					建物	育成室	児童1人		5/1付	8/1付	12/1付		
1 鳴尾東	60	学校内	専用施設	1階部分	118.42	80.50	1.34	78	73	84	66	8/1：待機 4人 他センター受入 2人	
2 甲子園浜	第1	40	学校内	専用施設	平屋建	67.70	52.11	1.30	51	35	40	35	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	104.97	67.21	1.68	64	35	41	33	
3 香櫛園	第1	40	学校外	専用施設	2階部分	125.74	65.34	1.63	63	55	55	51	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	72.51	53.03	1.33	51	49	49	45	
4 春風	第1	40	学校内	専用施設	1階部分	79.38	60.50	1.51	58	41	40	39	
	第2	60	学校内	専用施設	2階部分	90.72	77.07	1.28	75	56	62	55	
5 瓦林	第1	40	学校内	専用施設	2階部分	63.40	52.02	1.30	50	71	73	32	5/1：他校余裕教室受入 21人 8/1：他校余裕教室受入 23人 (第2センターはH25.12.1開設)
	第2	40	学校外	専用施設	平屋建	92.21	65.93	1.65	63			32	
6 上ヶ原南	60	学校内	専用施設	平屋建	84.05	66.25	1.10	65	46	58	45		
7 上甲子園	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	84.05	66.25	1.10	65	0	0	0	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	103.66	72.87	1.82	69	58	63	57	
8 名塩	40	学校内	専用施設	平屋建	69.32	51.03	1.28	50	40	37	27		
9 小松	60	学校内	専用施設	2階部分	98.42	76.95	1.28	75	82	85	73	5/1：待機 3人 他センター受入 4人 8/1：教室受入 10人	
10 甲東	第1	40	学校内	専用施設	1階部分	69.56	52.17	1.30	51	42	44	44	
	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	69.56	52.17	1.30	51	41	43	43	
11 南甲子園	第1	40	学校内	専用施設	平屋建	92.74	72.87	1.82	69	52	56	44	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	100.68	66.25	1.66	63	37	42	36	
12 安井	第1	40	学校内	専用施設	2階建	53.46	43.74	1.09	43	39	43	40	
	第2	40	学校内	専用施設		53.46	43.74	1.09	43	39	43	37	
13 北夙川	60	学校内	専用施設	平屋建	142.62	115.86	1.93	110	57	67	52		
14 樋ノ口	60	学校内	専用施設	2階建	130.00	90.05	1.50	87	73	87	69		
15 鳴尾	60	学校内	専用施設	1階部分	95.31	74.34	1.24	73	37	39	32		
16 鳴尾北	第1	60	学校内	専用施設	1階部分	97.78	75.80	1.26	74	48	55	48	
	第2	60	学校内	専用施設	2階部分	92.74	75.80	1.26	74	46	51	44	
17 高木	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	98.54	75.36	1.26	73	52	52	47	
	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	92.71	62.04	1.55	60	42	41	37	
18 段上	60	学校内	専用施設	平屋建	84.05	68.32	1.14	67	49	61	52		
19 津門	第1	60	学校内	専用施設	2階部分	92.21	72.01	1.20	70	37	38	39	
	第2	60	学校内	専用施設	平屋建	92.74	72.87	1.21	71	35	37	37	
20 用海	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	91.09	66.27	1.10	65	42	52	42	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	106.10	66.27	1.66	63	37	44	32	
21 広田	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	92.74	72.87	1.21	71	40	46	43	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	110.59	72.87	1.82	69	44	50	47	
22 神原	60	学校内	専用施設	平屋建	100.83	73.70	1.23	72	68	73	62	8/1：待機 1人	
23 瓦木	40	学校内	専用施設	2階部分	68.04	56.70	1.42	55	49	53	44		
24 平木	60	学校内	余裕教室	1階部分	103.95	69.30	1.16	68	47	51	46		
25 浜脇	第1	60	学校内	専用施設	2階部分	97.07	71.50	1.19	70	48	55	47	
	第2	40	学校内	専用施設	1階部分	62.07	44.00	1.10	43	35	38	36	
	第3	60	学校内	専用施設	平屋建	119.64	79.60	1.33	77	51	55	51	
26 上ヶ原	第1	40	学校内	専用施設	1階部分	68.04	52.17	1.30	51	40	42	39	
	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	68.04	52.17	1.30	51	40	40	37	
27 高須西	60	学校外	専用施設	平屋建	87.48	69.66	1.16	68	46	53	43		
28 今津	60	学校内	専用施設	平屋建	83.63	65.74	1.10	65	59	61	56		
29 段上西	60	学校内	専用施設	平屋建	90.72	73.71	1.23	72	66	72	66		
30 深津	60	学校内	専用施設	1階部分	97.90	73.83	1.23	72	43	45	38		
31 甲陽園	第1	60	学校内	専用施設	平屋建	92.75	72.87	1.21	71	45	49	43	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	97.41	66.25	1.66	63	48	49	48	
32 夙川	60	学校内	専用施設	平屋建	92.74	72.87	1.21	71	52	63	50		
33 高須	第1	60	学校内	専用施設	1階部分	130.02	74.76	1.25	73	33	36	35	
	第2	60	学校内	専用施設	2階部分	130.02	74.76	1.25	73	34	36	34	
34 大社	第1	40	学校内	専用施設	1階部分	61.75	50.05	1.25	49	29	31	31	
	第2	40	学校内	専用施設	2階部分	61.75	46.15	1.15	45	31	33	32	
35 北六甲台	60	学校内	専用施設	平屋建	98.98	77.76	1.30	76	58	62	54		
36 生瀬	40	学校内	専用施設	2階部分	65.65	53.95	1.35	52	47	52	46		
37 山口	60	学校内	専用施設	平屋建	105.16	86.11	1.44	83	43	45	38		
38 東山台	第1	40	学校内	専用施設	平屋建	70.86	53.02	1.33	51	38	53	44	8/1：待機 2人
	第2	40	学校内	専用施設	1階部分	69.56	52.17	1.30	51	33	35	31	
39 西宮浜	第1	40	学校内	専用施設	2階部分	69.56	52.17	1.30	51	0	0	0	
	第2	40	学校内	専用施設	平屋建	96.45	52.17	1.30	51	32	36	31	
40 苦楽園	40	学校内	専用施設	1階部分	71.49	52.17	1.30	51	46	51	45		
計	3,040							3,899	2,691	2,947	2,582	5/1：待機 3人 他センター等受入 25人 8/1：待機 7人 他センター等受入 35人	

議事（ 3 ）小規模保育事業の認可基準

1 地域型保育事業

（ 1 ）地域型保育事業の 4 類型



（ 2 ）従うべき基準

- ・ 職員の資格、員数（「従事する者及びその員数」）
- ・ 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

（ 3 ）参酌すべき基準

上記以外の事項

特に「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図る。

2 西宮市版小規模保育事業と国の小規模保育事業との対比

項目	小規模保育事業A型（分園型）	小規模保育事業B型（中間型）
対象児童	0歳～2歳児 保育所の空きがない等の事情があれば、 3歳児以上も対象可能。	
定員	6人以上 19人以下	
職員配置	<p>保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない（嘱託医、調理員は連携施設の嘱託医、調理員で代替可。） 保育士の数はア、イにより算出した数に1人を加算した人数以上とする。 ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>ア 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1 イ 3歳児 20：1 4、5歳児 30：1</p>	<p>保育士、保育従事者、嘱託医、調理員を置かなければならない（嘱託医、調理員は連携施設の嘱託医、調理員で代替可。） 保育士、保育従事者の数はア、イにより算出した数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士は、1/2以上とする。 ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>ア 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1 イ 3歳児 20：1 4、5歳児 30：1</p> <p>保育士以外の保育従事者は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者。</p>
健康診断	入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時健康診断を実施すること。 職員の健康診断にあたっては、特に食事を調理する者につき、綿密に注意を払わなければならない。	
設備	<p>2歳未満には、乳児室又はほふく室（3.3㎡以上）調理室又は調理設備、便所を設けること。 2歳以上には、保育室又は遊戯室（1.98㎡以上）屋外遊戯場（3.3㎡以上・公園等でも可）を設けること。 2階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。また、転落防止設備、避難階段を設けること。 消火器、非常警報器具を設けること。</p>	
連携施設	連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）を設置すること。	
給食の提供	原則として、自園調理を行うこと。 ただし、連携施設又は給食搬入施設からの搬入も可。	

小規模保育事業C型（グループ型）	西宮市版小規模保育事業
0歳～2歳児 保育所の空きがない等の事情があれば、 3歳児以上も対象可能。	1歳児～3歳児
6人以上15人以下	10人から15人
<p>家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない（嘱託医、調理員は連携施設の嘱託医、調理員で代替可。）</p> <p>家庭的保育者1人につき、保育できる人数は3人以下。ただし、家庭的保育補助者ととも保育する場合は5人以下。</p> <p>家庭的保育者の要件は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者。</p> <p>家庭的保育補助者の要件は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者。</p> <p>家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（保育事業管理者）を定めること。</p>	<p>家庭的保育者1人につき、保育できる人数は3人以下。また、家庭的保育補助者ととも保育する場合は5人以下。</p> <p><u>ただし、保育時間中は、必ず複数体制をとること。</u></p> <p>家庭的保育者の要件は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した保育士資格者。</p> <p>家庭的保育補助者の要件は、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者。</p> <p>家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（保育事業管理者）を定めること。</p>
<p>入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時健康診断を実施すること。</p> <p>職員の健康診断にあたっては、特に食事を調理する者につき、綿密に注意を払わなければならない。</p>	<p>入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時健康診断を実施すること。</p> <p>職員の健康診断は、採用時及び1年に1回の定期健康診断を実施すること。</p> <p>調理従事者には、概ね月1回検便を実施すること。</p>
<p>保育を行う部屋（3.3㎡以上）調理室又は調理設備、便所を設けること。</p> <p>2歳以上には、屋外遊戯場（3.3㎡以上・公園等でも可）を設けること。</p> <p>2階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。また、転落防止設備、避難階段を設けること。</p> <p>消火器及び非常警報器具を設けること。</p>	<p>保育室（3.3㎡以上）調理設備、便所を設けること。</p> <p>屋外遊戯場（公園等でも可）を設けること。</p> <p>2階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。また、転落防止設備、避難階段を設けること。</p> <p>消火器及び非常警報器具を設けること。</p>
<p>連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）を設置すること。</p>	<p>連携保育所（<u>市内の民間・公立保育所</u>）を設置すること。</p>
<p>原則として、自園調理を行うこと。</p> <p>ただし、連携施設又は給食搬入施設からの搬入も可。</p>	<p><u>自園調理を行うこと（外部搬入を認めない）。</u></p>

議事（４）幼保連携型認定こども園の認可基準

1 国の基本的な考え方

（１）従うべき基準

- ・学級編制及び配置する職員及び員数
- ・主要な設備に関する事項（保育室の床面積等）
- ・重大な運営に関する事項

（２）具体的な方針

- ・幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は、高い基準を引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考とする。

（３）既存施設からの移行の特例に関する考え方

ア 現行の幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園からの移行

現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、現行における既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園・保育所の基準に関する特例を下回らない制度を基本とする。

施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容などを改めて検討することとする。

- ・事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮して特例を設ける。
- ・物理的な制約がない「学級編制・職員」、「運営」については、移行特例を設けない。

イ 現行の幼保連携型認定こども園からの移行

新たな基準に適合するよう努めることを前提として、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。

- ・事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
- ・物理的な制約がない「学級編制・職員」、「運営」については、新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準を適用する。

施設の設置パターン		認可基準の取扱い	
新設	新規に幼保連携型認定こども園を設置	幼稚園又は保育所の高い基準を原則とする。	
移行	既存の幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園からの移行	設備	既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮して特例を設ける。
		その他	特例を設けない。
	既存の幼保連携型認定こども園からの移行	設備	現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
		その他	新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準を適用する。（特例を設けない。）

2 協議事項

(1) 新設の幼保連携型認定こども園

項目	協議内容	国が検討している対応案
学級編制	<p>満3歳以上の幼児教育過程に係る時間は幼稚園と同様にするか。</p>	<p>保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上のこどもの教育過程に係る教育時間は、学級を編制する（年度の初日前日に同年齢の子どもで編制する。）</p> <p>1号認定子どもと2号認定子どもを一体的に学級編制することを基本とし、弾力的取扱いを認める。</p> <p>満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。</p> <p>0歳児 3：1</p> <p>1・2歳児 6：1</p> <p>（長時間利用児）3歳児 20：1</p> <p>4・5歳児 30：1</p> <p>（短時間利用児）3～5歳児 35：1</p> <p>（共通利用時間利用児）3～5歳児 35：1</p>
	職員資格	<p>園長等の資格 認定こども園固有の能力要件を求め、かつ、教諭免許状及び保育士資格を有し、教育職若しくは児童福祉事業の一定の経験がある者又は同等の資質を有する者を原則とするか。</p>
<p>その他の職員の配置 園長を補佐する副園長又は教頭をおくよう努めることとするか。 主幹保育教諭等必要な職員は幼稚園と同様とし、調理員は保育所と同様とするか。</p>		<p>その他の職員の配置 副園長や教頭のいずれかを置くように努めることとする。 主幹保育教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くように努めることとする。 調理員は、必置とする（ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。）</p>
<p>短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い 保育教諭の常勤・非常勤の取扱いを幼稚園と同様とすることを基本とするか。 ただし、3歳未満児の対応について保育所の取扱いを踏まえるか。</p>		<p>短時間勤務(非常勤)の職員の取扱い 保育教諭等は、常勤とすることとし、講師については短時間勤務ができることとする。</p>
設備	<p>建物および附属設備の一体的設置 建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接することを求めるか。</p>	<p>建物および附属設備の一体的設置 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む。）を前提とする。</p>
	<p>保育室等の設置 満2歳以上の園児を受け入れる場合における保育室、遊戯室の要否。 特別な事情がある場合における保育室と遊戯室の兼用の可否。 満2歳未満の園児を受け入れる場合における乳児室又はほふく室の要否。 職員室、便所、保健室又は医務室の要否。</p>	<p>保育室等の設置 0・1歳：乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上：保育室、遊戯室は必置。 ただし、特別な事情がある場合、兼用可能。 3歳以上：保育室の数は、学級数を下らない。 職員室、保健室、便所は必置。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3～5歳児： (長時間利用児) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 (短時間利用児) <u>3歳児 25:1 (国基準を加重)</u> 4・5歳児 35:1 (共通利用時間の学級編制) <u>3歳児 25:1 (国基準を加重)</u> <u>但し、3歳児について1学級25人を超える場合、</u> <u>各学級ごとに専任の教諭1人を加算。</u> 4・5歳児 35:1	乳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 <u>20:1</u> <u>(国基準を加重)</u>	(学級編制) 一学級の幼児数は、4・5歳児につ いて35人以下を原則とする <u>3歳児について</u> <u>・25:1を原則とする。</u> <u>・1学級25人を超える場合、</u> <u>各学級ごとに専任の教諭1人</u> <u>を加算すること(国基準を加重)。</u>
教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的 に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者。	—	教諭免許状(専修・1種免許状)を 有し、かつ5年の教育職経験ま たは、10年の教育職経験。 同等の資質を有する者も可能。
—	保育士 嘱託医 調理員 (但し、調理業務の全部委託の場合、 不要。)	各学級に少なくとも専任の主幹 教諭、指導教諭又は教諭を1人 必置。 <u>3歳児について1学級25人を</u> <u>超える場合、各学級に専任の教諭</u> <u>1人を加算すること(同上)。</u>
—	保育士について、クラスに1人は、 常勤であることが原則。	教諭等の職は常勤が前提。 講師は常時勤務に服さないこと ができる。
建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合、 教育・保育の適切な提供、および移動時の安全の確保、要 件を満たす必要がある。	— (一体的設置を想定。)	— (一体的設置を想定。)
0・1歳 乳児室またはほふく室は必置。 2歳以上 保育室または遊戯室は必置。	0・1歳 乳児室またはほふく室、医務室、便 所は必置。 2歳以上 保育室または遊戯室、便所は必置。	職員室 保育室 遊戯室 保健室 便所 特別な事情がある場合、保育室と 遊戯室、職員室と保健室の兼用可 能。 保育室の数は、学級数を下らない こと。

項目	協議内容	国が検討している対応案
設備	<p>特別な事情がある場合における職員室と保健室の兼用の可否。</p>	<p>特別な事情がある場合、職員室と保健室の兼用可能。</p>
	<p>保育室等の設置階 園舎の階数を幼稚園と同様とすることを原則とするか。 保育室等の設置階は、保育所と同様、上乗せの耐火防火の基準により2階以上を可とするか。</p>	<p>保育室等の設置階 園舎の階数は2階建以下が原則。 地域の実情などを考慮する必要がある場合、3階建以上も可能。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。 園舎が耐火建造物で、待避設備などを備える場合、保育室などを2階に設置可能。 満3歳以上の子どもの保育室などは、3階以上の設置は不可。 ただし の例外を満たす場合、3階以上の設置を認める。 満3歳未満の子どもの乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建造物で、待避設備などを備える場合、3階以上に設置可能。</p>
	<p>園舎・保育室等の面積 園舎面積は、次の要件の合計面積を最低基準とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児にかかる面積は、幼稚園基準による面積（ただし、保育室・遊戯室の面積は、保育所基準とし、保育室・遊戯室の数は幼稚園の基準とする。） ・満3歳未満の園児について、保育所基準による面積。 	<p>園舎・保育室等の面積 園舎の面積（満3歳未満の子どものに係る保育の用に供する部分を除く。）は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園基準 <ul style="list-style-type: none"> 1学級：180㎡、2学級：320㎡、 3学級以上：1学級につき100㎡増 ・乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡
	<p>運動場等の設置・面積 運動場の必置、園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とするか。 屋上の取り扱い等例外の措置も検討するか。 以下の面積を合計した面積以上とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 	<p>運動場等の設置・面積 運動場・屋外遊戯場の名称は、「園庭」とし、園庭は必置。 園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とする。 以下の面積を合計した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積。 <p>子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は不可。 ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入可能。 実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない</p>
	<p>その他の設備 幼稚園と同様とするか。</p>	<p>その他の設備 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。</p>

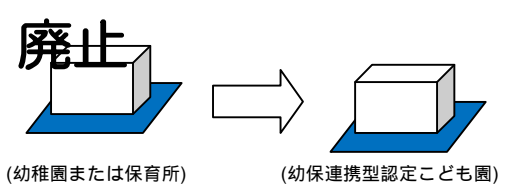
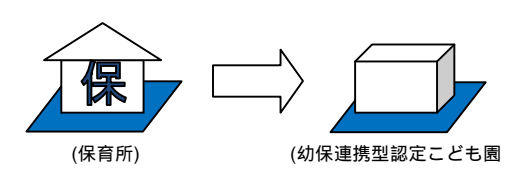
(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
—	乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室 (2階に設置する場合) ・耐火建築物または準耐火建築物 ・待避上必要な設備 ・転落事故防止設備 (3階以上に設置する場合) ・耐火建築物 ・待避上必要な設備 ・転落事故防止設備 ・不燃仕上げ・非常警報設備 ・調理室の防火	2階建以下を原則とする 保育室・遊戯室・便所の設置階は、 園舎が耐火建築物で、幼児の待 避上必要な施設を備える場合、 2階に置くことができる。
園舎の面積 1学級：180㎡、 2学級以上：320+100×(学級数-2)㎡ <u>保育室53㎡以上、遊戯室(原則専用)100㎡を 確保する(国基準を加重)。</u> 居室の面積 (0・1歳児) 乳児室1人につき1.65㎡、 ほふく室1人につき3.3㎡ <u>但し、保育に欠けない子ども1人につき1.65㎡。</u> (2歳児) 保育室または遊戯室1人につき1.98㎡ <u>但し、保育に欠けない子ども1人につき1.65㎡。</u> (3～5歳児) 保育室または遊戯室1人につき1.98㎡	乳児室及びほふく室 <u>1人につき3.3㎡</u> 保育に必要な用具を備えること。 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡ 保育に必要な用具を備えること。	園舎の面積 1学級：180㎡、 2学級以上： 320+100×(学級数-2)㎡ <u>保育室53㎡以上、遊戯室(原則 専用)100㎡を確保する(国基準 を加重)。</u>
下記 と を比較して大きくなる方の基準を採用する。 ・保育所基準(2歳児以上1人につき3.3㎡) ・幼稚園基準()に2歳児1人につき3.3㎡を加算 2学級以下：330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡ 一定の条件(安全な利用、日常的な利用時間の確保、教 育及び保育の適切な提供、上記面積基準を満たす場所) の下で、近隣の公園等付近にある適当な場所で代替可能。 国の基準に移動の安全確保を加える。	屋外遊戯場は、必置。 ただし、乳児又は満3歳に満たない幼 児のみを入所させる保育所で、当該保 育所の付近に代替地がある場合は不 要。 屋外遊戯場の面積 (2歳児以上)施設内設置 :1人つき3.3㎡	運動場は、必置。 原則として同一の敷地内又は隣 接する位置に設ける。 面積 2学級以下： 330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上： 400+80×(学級数-3)㎡
—	—	飲料水設備、手洗用設備、足洗用 設備は必置。 放送聴取設備、映写設備、水遊び 場、幼児清浄用設備、図書室、会 議室は設置に努める。

項目	協議内容	国が検討している対応案
運営	<p>平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 保育所と同様とするか。</p>	<p>平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 基本的に保育所と同様とする。</p>
	<p>教育時間・保育時間等 1日の教育時間・毎学年の教育週数等は幼稚園と同様とするか。 1日の開園時間・保育時間は保育所と同様とするか。 夜間保育所等は1日の教育時間の確保を弾力的な取扱いを認めるか。</p>	<p>教育時間・保育時間等 1年の開園日数：日曜日・祝日を除いた日 1日の開園時間：原則11時間 開園日数・開園時間は地域の実情に応じて弾力的取扱い可能。 満3歳以上の子どもの1日の教育時間：4時間を標準とする。 満3歳以上の子どもの教育週数：39週を下回らない。 学期の区分、長期休業日を設ける。 1日の教育時間の確保について、夜間保育などの状況に配慮し、弾力的な取扱いを認める。</p>
	<p>調理室の設置・食事の提供 調理室は必置とするか。 例外として、給食の外部搬入を認める場合に必要調理設備を検討するか。 保育を必要とする園児は保育所と同様とするか。</p>	<p>調理室の設置・食事の提供 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 食事提供を求める2号認定・3号認定子どもに対して、園の行事などの際の弁当持参を認める弾力取扱い可能。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。 食事提供の範囲は、2号認定・3号認定子どもとし、1号認定子どもへの食事提供は園の判断とする。 自園調理の場合、原則として調理室を設置する。 食事提供をする子どもが20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能。</p>
	<p>園児要録・出席簿 園児要録、出席簿を作成することとし、作成対象園児について検討するか。 転入園・進学に際し、抄本または写しを進学先に送付することとするか。</p>	<p>園児要録・出席簿 すべての在園する子どもについて、園児要録、出席簿を作成する。 転園・進学に際し、園児要録の抄本または写しを転園先・進学先に送付する。</p>
	<p>研修等 法律事項以外について、保育所及び現行認定こども園と同様とするか。</p>	<p>研修等 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は必要な知識および技能の修得などに努める。 施設は、職員に対して研修の機会を確保し、資質向上などを図らなければならない。</p>
	<p>職員会議 幼稚園と同様とするか。</p>	<p>職員会議 幼稚園と同様に、職員会議を置くことができる。</p>
	<p>運営状況評価 運営に関する自己評価・結果公表の義務を課すか。 関係者評価・第三者評価のいずれかの実施とその結果公表を努力義務とするか。</p>	<p>運営状況評価 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告を義務づける。 関係者評価・第三者評価をいずれも実施するよう努力義務とするか。</p>
	<p>苦情解決 保育所と同様とするか。</p>	<p>苦情解決 保育所と同様に、苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口の設置などの必要な措置を講じなければならない。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
—	平等原則 秘密保持 虐待などの禁止 懲戒に係る権限の濫用禁止	—
開園日数及び開園時間： 保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定める。 満3歳以上の子ども 短時間利用児及び長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 1日の保育時間：原則8時間 地域における家庭状況などを考慮して定める。	1年の開所日数： 日曜日・祝日を除いた日 1日の開所時間：原則11時間 1日の保育時間：原則8時間 地域における家庭状況などを考慮して定める。	1日の教育時間：(標準)4時間 教育週数：39週を下回らない。 学期の区分・長期休業日を設ける。
保育に欠ける子ども・欠けない子どもを問わず保育所部分のすべての子どもに食事を提供することが望ましい。 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 ・管理者による必要な注意を果たす体制 ・栄養士による必要な配慮 ・受託者の適切な能力 ・幼児の状況に応じた食事提供 ・食育計画に基づく提供 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 ただし、保育に欠けない子どもについて、外部搬入可能。 弁当持参は不可。 調理室は必置。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。	すべての子どもに食事を提供する。 原則として自園調理。 満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能。 満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入不可。 弁当持参は不可。 調理室は必置。 外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。	給食施設を備えるように努める。 提供方法に関する規定なし。
こども要録を作成する。 こども要録を就学先の小学校に送付する。	入所している者の処遇の状況を明らかにする書類を整備しなければならない。 保育要録(子どもの育ちを支えるための資料)を作成し、就学先の小学校に送付されるようにする。	指導要録(児童等の学習及び健康の状況を記録した書類)・出席簿を作成する。 指導要録の抄本または写しを進学先・転園先に送付する。
教育及び保育に従事する職員の資質向上等が図られなければならない。	職員は必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	—
—	—	職員会議を置くことができる。
子どもの視点に立った自己評価・外部評価などを行い、結果公表などを通じて教育及び保育の質の向上に努める。 子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えなければならない。	運営の内容について、自己評価の実施・結果公表は努力義務。 第三者評価事業の受審推進。	自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は義務。 自己評価を踏まえた学校関係者評価の実施・結果公表は努力義務で実施の場合設置者に報告義務。
保護者からの苦情に適切に対応するため必要な措置を講じなければならない。	苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口の設置などの必要な措置を講じなければならない。	—

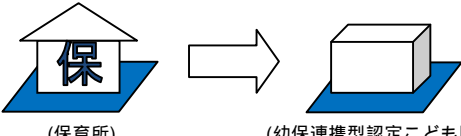
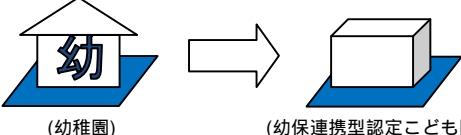
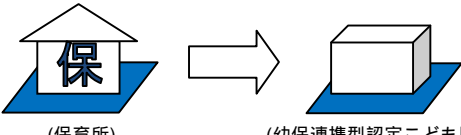
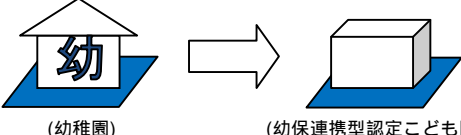
項目	協議内容	国が検討している対応案
運営	家庭・地域との連携、保護者との連絡 幼稚園、保育所、現行認定こども園について、 すべて包含する内容とするか。	家庭・地域との連携、保護者との連絡 幼稚園、保育所、認定こども園について、すべて包含する内容を規定する。
	健康診断 保育所と同様とするか。	健康診断 保育所と同様に、健康診断は少なくとも1年に2回行う。
	感染症に係る臨時休業・出席停止 幼稚園と同様であるが、保育を必要とするこどもが在籍していることに伴う配慮を検討するか。	感染症に係る臨時休業・出席停止 学校保健安全法が準用され、感染症の予防上必要があるときは臨時休業をすることができ、また感染症に罹っているなどの場合は出席を停止させることができる。 感染していない保育を必要とするこどもへの配慮を別途検討する。
	子育て支援 現行の認定こども園と同様とするか。	子育て支援 具体的な事業の種類・内容やその運営基準について、公定価格の議論と合わせて検討する。

(2) 既存施設からの移行特例

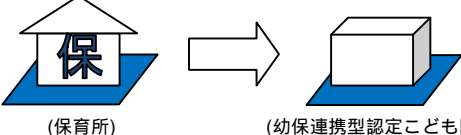
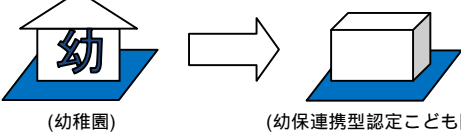
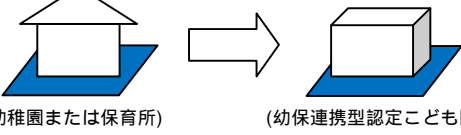
項目	対象施設	国が検討している対応案
建物および附属設備の一体的設置	<p>幼稚園・保育所を廃止し、同土地・施設を活用して幼保連携型認定こども園を設立する場合</p> 	<p>以下の要件をすべて満たす場合、建物およびその附属設備が同一の敷地内に無い場合であっても設置可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の適切な提供が可能であること ・子どもの移動時の安全が確保されていること ・それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備を有していること <p>(なお、既存の幼稚園または保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。)</p>
職員室の設置	<p>保育所からの移行</p> 	<p>移行特例はなし。</p> <p>新たな幼保連携型認定こども園は、単一の施設となり、職員室1つが必置となるため兼用の移行特例は不要。</p>

(兵庫県)幼保連携型認定こども園	(西宮市)保育所	(兵庫県)幼稚園
家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。	地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容について説明の努力義務。 保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務。	家庭・地域との連携協力の努力義務。 学校運営状況に関する情報の積極的提供義務。 学校評議員を置くことができる。
—	少なくとも1年に2回行う。	毎学年、6月30日までにを行う。 (通常年1回)
—	—	学校保健安全法が準用され、感染症の予防上必要があるときは臨時休業をすることができ、また感染症に罹っているなどの場合は出席を停止させることができる。
相互交流の場の開設などによる情報提供・相談支援 地域の家庭に対する情報提供・相談支援 一時預かり的な事業 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体などとの連絡・調整 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言	市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行う。 保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。	家庭および地域における教育の支援に努める。

新設の場合の対応案	現行の移行特例など
(前掲：22ページ) 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む。)を前提とする。	(認定こども園設備運営基準) 以下の要件をすべて満たす場合、建物およびその附属設備が同一の敷地内に無い場合であっても設置可能。 ・教育・保育の適切な提供が可能であること ・子どもの移動時の安全が確保されていること
(前掲：22ページ) 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。 特別な事情がある場合(養護教諭が置かれていない場合など子どもの管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合)は、職員室と保健室の兼用可能。	保育所が新たに幼稚園を設置し、または移転させる場合の当該幼稚園(平成18年9月15日付文科省厚労省課長通知) 職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には、兼用を認める取扱いとして差し支えない。 2施設で構成されているため双方において職員室相当の部屋が設置されている場合も想定されており、特例はそれらの兼用を認めている。

項目	対象施設	国が検討している対応案
園舎・保育室等の面積	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) → (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所 これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準(子ども1人つき1.98㎡)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p>
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) → (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園 ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が幼稚園基準(1学級:180㎡など)以上である場合、保育所設備運営基準の保育室または遊戯室の面積(子ども1人つき1.98㎡)の規定を適用しないことができる。</p>
保育室等の設置階	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) → (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所 ・これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>保育室などの2階設置 保育室・乳児室・ほふく室・遊戯室・便所の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可能。</p> <p>保育室などの3階以上設置 新基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室などの3階以上の設置を認めているため、移行特例なしとする。</p>
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) → (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園 ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>保育室・遊戯室・便所の設置階 園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備える場合、2階に置くことができる。</p> <p>現行の幼稚園基準と同内容の特例を新設する。</p>

新設の場合の対応案	現行の移行特例など
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。</p> <p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園基準 <ul style="list-style-type: none"> 1学級：180㎡、2学級：320㎡、 3学級以上：1学級につき100㎡増 ・乳児室：1人につき1.65㎡、ほふく室：1人につき3.3㎡ 保育室または遊戯室：1人につき1.98㎡ </p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準(子ども1人につき1.98㎡)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> <hr/> <p>(児童福祉施設設備運営基準)</p> <p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が幼稚園基準以上である場合、保育所設備運営基準の保育室または遊戯室の面積(子ども1人につき1.98㎡)の規定を適用しないことができる。</p>
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則として1階に設置。</p> <p>園舎が耐火建築物で、待避設備等を備える場合、2階に設置可能。</p> <p>満3歳以上の子どもの保育室等は、3階以上の設置は不可。</p> <p>ただし、一定の条件を満たす場合、3階以上の設置を認める。</p> <p>満3歳未満の子ども乳児室、ほふく室、保育室、便所は、園舎が耐火建築物で、待避設備等を備える場合、3階以上に設置可能。</p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>保育室などの2階設置</p> <p>保育室・遊戯室・便所の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可能。</p> <p>保育室などの3階以上設置</p> <p>園舎が耐火建築物であり、保育所基準(待避上必要な設備など)を満たしていれば、設置可能。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">—</p>

項目	対象施設	国が検討している対応案				
運動場等の設置・面積	<p>保育所からの移行</p>  <p>(保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「保育所」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。) 	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場および運動場の面積が保育所基準(子ども1人につき3.3㎡)以上である場合、幼稚園設置基準を満たさなくてもよい。</p>				
	<p>幼稚園からの移行</p>  <p>(幼稚園) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。 ・「幼稚園」を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。) 	<p>園庭の面積が幼稚園基準の面積と、満2歳の幼児について保育所基準の面積とを合算した面積以上であるときは、保育所の面積に関する基準を適用しないことができる。</p>				
代替地・屋上の取扱い	<p>幼稚園または保育所からの移行</p>  <p>(幼稚園または保育所) (幼保連携型認定こども園)</p> <p>以下の要件を全て満たす幼稚園または保育所</p> <p>これまでの運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められる。</p> <p>幼稚園または保育所を廃止し、同一敷地内で同施設を活用して移行する。 (園舎新築の場合は含まない。)</p>	<p>満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内または隣接する位置にある園庭などで確保できない場合、満2歳の子どもの必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件全てを満たす場合は代替地・屋上の面積算入を認める。</p> <table border="1" data-bbox="778 1422 1497 1783"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 1422 1133 1467">代替地</th> <th data-bbox="1133 1422 1497 1467">屋上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 1467 1133 1783"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 </td> <td data-bbox="1133 1467 1497 1783"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	代替地	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p>
代替地	屋上					
<ul style="list-style-type: none"> ・安全な移動手段が確保されている。 ・子どもが安全に利用できる場所。 ・利用時間を日常的に確保できる。 ・教育保育の適切な提供が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・教育及び保育内容の効果的な実施 ・屋上に便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>新基準において、一定条件下、満3歳以上の子どもに係る必要面積算入を認めている。</p>					

新設の場合の対応案	現行の移行特例など
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>以下の面積を合計した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ・満2歳の園児について、保育所基準による面積 <p>保育所基準：1人につき 3.3 m²</p> <p>幼稚園基準</p> <p>2 学級以下：330 + 30 × (学級数 - 1) m²</p> <p>3 学級以上：400 + 80 × (学級数 - 3) m²</p>	<p>(幼稚園設置基準)</p> <p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場および運動場の面積が保育所基準(子ども1人につき 3.3 m²)以上である場合、幼稚園設置基準の園舎面積の規定を適用しないことができる。</p> <hr/> <p>(児童福祉施設設備運営基準)</p> <p>屋外遊戯場および運動場の面積が幼稚園基準の運動場面積と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積とを合算した面積以上であるときは、保育所の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができる。</p>
<p>(前掲：24 ページ)</p> <p>子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は不可。</p> <p>ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入可能。</p> <p>実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない</p>	<p>代替地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できる場所 ・利用時間を日常的に確保できる場所 ・教育および保育の適切な提供が可能な場所 ・保育所基準による屋外遊戯場面積 <p>を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。</p> <hr/> <p>屋上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・保育所保育指針の保育内容の効果的な実施 ・屋上施設として便所、水飲み場などの設置 ・防災上の観点に留意すること <p>を満たせば、屋上を含む取り扱いとすることができる。</p>